

令和5年5月22日

保護者 各位

愛川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う登校届の
取扱開始及びインフルエンザに係る登校届の変更について
(お知らせ)

日ごろ、本町の教育行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日からインフルエンザと同じ5類感染症に移行したところであります。

愛川町立小・中学校におきましては、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、インフルエンザにり患した際と同様に、出席停止とし、登校届を提出することにより再登校ができることといたしました。

登校届につきましては、保護者の皆様にご記入いただくこととなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

医療機関にてインフルエンザもしくは新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、必ずその旨を学校に御連絡いただき、医師及び学校からの指示に従い、それぞれの登校が可能となる日には登校届をお子さんに持たせ登校させてください。

ただし、日数が経過してもお子さんの状態が回復していない場合は、再度、かかりつけ医を受診して医師の指示に従ってください。

登校届の用紙につきましては、学校よりお受け取りください。

なお、インフルエンザ以外の感染症（百日ぜき・麻しん・風しん・流行性耳下腺炎・咽頭結膜炎等）につきましては、従前のおり治ゆ証明書での対応となります。

事務担当は、教育総務課学校教育班
電話 046-285-6957 (直通)